



薬食総発0228第2号

平成25年2月28日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）薬務主管課長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長



医薬品と健康食品の相互作用に対する注意喚起等について（依頼）

平成25年1月29日付けで内閣府消費者委員会において「健康食品」の表示等の在り方に関する建議」（別添1）が取りまとめられました。当該建議において、薬局における医薬品の調剤及び販売の機会に薬剤師等が患者より健康食品の摂取状況を聴取し、過剰摂取や医薬品との相互作用等について、患者に対し適切な注意喚起を行うことの重要性が指摘されています。

貴職におかれましては、当該建議の内容を踏まえ、貴管下の薬局・薬店等に対して下記の事項を周知徹底していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、関係団体に対しても別添2のとおり協力要請を行っていることを申し添えます。

#### 記

1. 薬局における調剤及び薬局・薬店等における医薬品の販売又は授与の際に、患者等からの聞き取りやお薬手帳の活用等により、当該患者等の健康食品摂取状況を確認し、医薬品との相互作用のおそれや健康食品の過剰摂取の疑いがある場合は、患者等に対して必要な注意喚起を行うこと。
2. 独立行政法人国立健康・栄養研究所の「健康食品」の安全性・有効性情報」及び厚生労働省医薬食品局食品安全部より発出される健康食品に関する通知等の内容を踏まえて、薬局・薬店等において患者等へ情報提供と注意喚起を行うこと。

(参考情報)

- 「健康食品」の安全性・有効性情報（独立行政法人国立健康・栄養研究所）

<https://hfnet.nih.go.jp/>

- 「健康食品の正しい利用法」（平成 23 年 3 月作成）

：一般の方を対象とした健康食品に関する情報提供用パンフレット

[http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/kenkou\\_shokuhin00.pdf](http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/kenkou_shokuhin00.pdf)

- 「健康食品による健康被害の未然防止と拡大防止に向けて」

（平成 22 年 3 月作成）

：医師を対象とした健康食品に関する情報提供用パンフレット

[http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/pamph\\_healthfood\\_a.pdf](http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/pamph_healthfood_a.pdf)

- 「健康食品」の表示等の在り方に関する調査報告

[http://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2013/111/doc/111\\_130129\\_shiryou3-2.pdf](http://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2013/111/doc/111_130129_shiryou3-2.pdf)